



山形県公報

令和5年10月10日(火)
第445号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……1027
- 山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則……………(専門職大学整備推進課) ……1029
- 東北農林専門職大学学則……………(同) ……1030

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……1039
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和33年8月県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第2号中「第3条の2又は第3条の3」を「第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同条第4号の3の次に次の1号を加える。

(4)の4 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第3条の規定により、法第3条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

第3条第1号中「第1条」を「第1条第1項」に改め、同条第2号中「第2条又は第3条」を「第1条の3第1項、第2条第1項又は第3条第1項」に改める。

第4条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第2号中「職業」を「連絡先」に改める。

別記様式第1号の備考を次のように改める。

備考 次の書類を添付すること。

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする図面(循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに旅館業法施行条例別表第1第4項第2号及び第3号の基準を満たすことが明示されたものであること。)
- 3 旅館業法施行条例別表第1第3項に規定する場合は、同項に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類

別記様式第1号の別紙中「天井の高さメートル 窓面積は床面積の 分の1」を削り、

有効床面積 (㎡)	定員 (人)

を

定員 (人)

に改める。

別記様式第2号（その2）中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を別記様式第2号（その3）とする。

別記様式第2号（その1）中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に、「合併の」を「合併又は分割の」に改め、同様式を別記様式第2号（その2）とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（その1）

県証紙貼付欄

年 月 日

保健所長 殿

（譲受人）

住所

氏名及び生年月日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

（譲渡人）

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

旅館業営業者地位承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

備考 次の書類を添付すること。

- 1 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
- 2 旅館業の譲渡を証する書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第1号、別記様式第2号（その1）及び別記様式第2号（その2）の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄第12項第1号イ中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同号ロ中「第3条の2又は第3条の3」を「第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。
ト 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第3条の規定により、法第3条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること

山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第52号

山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立農林大学校条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北農林専門職大学附属農林大学校条例施行規則

目次中 「第3章 研修部（第14条―第16条）
第4章 補則（第17条）」を「第3章 補則（第14条）」に改める。

第1条中「山形県立農林大学校条例」を「東北農林専門職大学附属農林大学校条例」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3章を削る。

第4章中第17条を第14条とし、同章を第3章とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例施行規則

第1条中「山形県立農林大学校の授業料等徴収条例」を「東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例」に改める。

第3条第3号中「山形県立農林大学校条例施行規則」を「東北農林専門職大学附属農林大学校条例施行規則」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「山形県立農林大学校長」を「東北農林専門職大学附属農林大学校長」

に、「山形県立農林大学校
学科 年」を「東北農林専門職大学附属農林大学校
学科 年」に、

「山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則」を「東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表農林大学校長の項を次のように改める。

農林大学校長	<p>1 東北農林専門職大学附属農林大学校条例施行規則に基づく次の事項</p> <p>(1) 第2条の規定による次の事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 東北農林専門職大学附属農林大学校条例（以下この項において「条例」という。）第3条の規定による入校資格の認定に関すること</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 条例第4条の規定による入校の許可に関すること</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 条例第5条の規定による戒告処分等に関すること</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による教科目又は時間数の変更に関すること</p> <p>(3) 第6条第1項ただし書の規定による休業日の決定又は休業日の授業の実施に関すること</p> <p>(4) 第6条第2項の規定による春期休業等の期間の決定に関すること</p> <p>(5) 第9条の規定による誓約書の受理に関すること</p> <p>(6) 第11条の規定による休校又は退校の許可に関すること</p> <p>(7) 第12条の規定による卒業証書の授与に関すること</p> <p>(8) 第13条の規定による褒賞に関すること</p> <p>2 東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例施行規則に基づく次の事項</p> <p>(1) 第2条の規定による次の事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例（以下この項において「条例」という。）第9条の規定による授業料、寮使用料及び入校料の免除又はその徴収の猶予に関すること</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 条例第10条の規定による寮使用料の還付に関すること</p>
--------	--

東北農林専門職大学学則をここに公布する。

令和5年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

東北農林専門職大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学部、学科、学生定員、教育研究上の目的及び修業年限等（第3条－第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条－第8条）
- 第4章 入学（第9条－第19条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第20条－第29条）
- 第6章 卒業及び学位（第30条・第31条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第32条－第37条）
- 第8章 賞罰（第38条・第39条）
- 第9章 研究生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講生及び外国人留学生（第40条－第44条）
- 第10章 公開講座（第45条）
- 第11章 職員組織及び教授会等（第46条－第50条）
- 第12章 名誉教授及び客員教授（第51条・第52条）
- 第13章 事務局、図書館及びキャリアサポート・研修センター（第53条－第55条）
- 第14章 厚生施設（第56条）
- 第15章 委任（第57条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 東北農林専門職大学（以下「本学」という。）は、理論に裏付けされた技術力と、農林業経営等に関する知識を持ち、国際情勢など時代の変化に対応した経営戦略を構築できる農林業人材を育成するとともに、農林業

現場に貢献する研究の成果を地域に還元し、もって本県ひいては東北の農林業の発展と地方創生に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、教育研究上の目的及び修業年限等

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学に農林業経営学部を置く。

2 農林業経営学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員
農 業 経 営 学 科	32人	2人	132人
森 林 業 経 営 学 科	8人	2人	36人
計	40人	4人	168人

（教育研究上の目的）

第4条 本学農林業経営学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経営感覚と現場感覚に優れ、理論に裏打ちされた実践力を備えるとともに、国際情勢など時代の変化に対応した経営戦略を構築できる農林業人材の育成を行うこと。

(2) 農林業現場の課題解決を起点とする研究を行い、その成果を地域に還元することで農林業の成長産業化に貢献するとともに、既成概念にとらわれない研究を行い、農林業現場における技術開発を先導すること。

（修業年限等）

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学において学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、8年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年の3月31日まで

（休業日）

第8条 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学

（入学の時期）

第9条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号に規定する者

（入学志願の手続）

第11条 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第12条 前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学科を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に入学を許可する。

（誓約書の提出）

第14条 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（転科）

第15条 他学科への転科に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第16条 本学に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法に基づく大学又は高等専門学校を卒業した者

（2）学校教育法第132条に規定する者

（3）前2号に掲げる者のほか、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 編入させる学年は、第3学年とする。

3 編入学をした者の在学すべき年数は、2年とし、在学年限は、4年とする。

4 第11条から第14条までの規定は、編入学の志願手続、志願者の選考及び入学手続について準用する。

5 編入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いその他編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第17条 学長は、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学に現に在学する者で本学に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第18条 学長は、本学を途中で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の学科に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学者等の入学の時期等）

第19条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第9条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程、履修方法等

（1年間の授業期間）

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（授業科目）

第21条 本学において開設する授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に区分するものとする。

2 授業科目並びにその単位数及び必修、選択又は自由の別は、別表のとおりとする。

（インターネットを利用して行う授業）

第22条 インターネットを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にコンピュータその他の電子機器等によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

（履修の届出等）

第23条 学生は、当該学年において履修しようとする授業科目を、学長が指定する期日までに、学長に届け出て、その登録を受けなければならない。

2 履修科目の年間登録単位数の上限を46単位とする。

3 前2項に規定するもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の授与）

第24条 授業科目を履修した者には、担当する教員が認定の上、所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（学修の評価）

第25条 学修の評価は、S、A、B、C及びDをもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

2 前項に規定するもののほか、学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

（単位数の標準）

第26条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第24条第2項に規定する文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修する場合に準用する。

（短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修）

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他専門職大学設置基準第25条第1項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位（当該大学若しくは短期大学又は専修学校の学生又は生徒以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第27条第2項の場合に準用する。

3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 学長は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

5 前4項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、第27条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

（卒業の認定）

第30条 学長は、本学に4年（編入学をした者にあつては2年、転入学及び再入学をした者にあつては第19条第2項の規定により別に定められた修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、学科の区分に応じて次に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

学 科	基 礎 科 目	職 業 専 門 科 目	展 開 科 目	総 合 科 目	卒 業 必 要 単 位
農 業 経 営 学 科	20単位	79単位	24単位	4 単位	127単位
森 林 業 経 営 学 科	20単位	84単位	24単位	4 単位	132単位

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第31条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める学位を授与する。

- (1) 農業経営学科 農業学士（専門職）
- (2) 森林業経営学科 森林業学士（専門職）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第32条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き2月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

（復学）

第33条 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

（転学）

第34条 本学から他の大学等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第35条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第30条第1項の在学の期間に含めることができる。

（退学）

第36条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第32条第3項又は第4項に規定する期間を超えて休学した者
- (3) 死亡し、又は行方不明となった者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 賞罰

（表彰）

第38条 学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を表彰することができる。

（懲戒）

第39条 学長は、学生が本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 研究生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

（研究生）

第40条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 学長は、本学の学生及び東北農林専門職大学附属農林大学校（以下「大学校」という。）の入校者以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするものがあるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第23条から第25条までの規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(社会人聴講生)

第42条 学長は、社会人で一又は複数の授業科目を聴講しようとするものがあるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、社会人聴講生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、社会人聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第43条 学長は、他の大学若しくは短期大学の学生又は大学校の入校者で一又は複数の授業科目を履修しようとするものがあるときは、当該大学若しくは短期大学又は大学校との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 第41条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(外国人留学生)

第44条 学長は、日本国内の大学等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第45条 本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 職員組織及び教授会等

(職員組織)

第46条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

2 本学に、必要に応じ、副学長を置く。

3 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

4 各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

5 本学に学生部長を置く。

6 附属図書館に図書館長を置く。

7 キャリアサポート・研修センターにセンター長を置く。

(教授会)

第47条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第48条 本学に、本学における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第49条 本学に、産業界及び地域社会と連携した教育課程の編成及び実施について審議するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程編成検討会議)

第50条 本学に、授業科目の開発や教育課程の編成に係る検討及び不断の見直しを行うため、教育課程編成検討会議を置く。

2 教育課程編成検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 名誉教授及び客員教授

(名誉教授)

第51条 本学は、学長、教授、准教授又は講師として本学に多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあつ

たものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の規定による名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教授）

第52条 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 事務局、図書館及びキャリアサポート・研修センター

（事務局）

第53条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

（図書館）

第54条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（キャリアサポート・研修センター）

第55条 本学に、学生のキャリア形成支援及び農林業者等の研修等を行うため、キャリアサポート・研修センターを置く。

2 キャリアサポート・研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

（厚生施設）

第56条 本学に、医務室、カウンセリング室その他の必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 委任

（委任）

第57条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 農業経営学科

区 分	授 業 科 目	単 位 数			
		必 修	選 択	自 由	
基礎科目	地域等の特性	山形・東北の風土・伝統文化	2		
		哲学と東北	2		
	コミュニケーション能力	英語基礎			2
		コミュニケーション論	2		
		ビジネス英語Ⅰ	2		
		ビジネス英語Ⅱ	2		
	一般教養（人間と自然・スポーツ・社会・情報）	スポーツ	1		
		SDGsと倫理	2		
		気象・気候学概論		2	
		統計学		2	
		情報活用	1		
		政治学概論		2	
		社会学概論		2	
		法律学概論		2	
		経済学入門	2		
職業専門科目		生産理論・技術	土壌・肥料学	2	
	農業概論		4		
	耕畜連携論		1		

		農業概論演習	2		
		植物保護学		2	
		家畜衛生学		2	
		圃場実習Ⅰ	8		
		先端農業技術論	1		
		栽培各論（稲作）		2	
		栽培各論（果樹）		2	
		栽培各論（野菜・花き）		2	
		飼育各論（畜産）		2	
		圃場実習Ⅱ（稲作）		8	
		圃場実習Ⅱ（果樹）		8	
		圃場実習Ⅱ（野菜・花き）		8	
		圃場実習Ⅱ（畜産）		8	
経営全般		農業実地体験実習	1		
		農業生産工程・食品衛生論	2		
		SDGsと農業・森林業	2		
		国際農業論	1		
		国際農業・森林業実習			2
		臨地実務実習Ⅰ（生産管理等）	8		
		農業政策	2		
		組織マネジメント論	2		
		農業経済学	2		
		農業知的財産論	1		
		マーケティング論	2		
		農業経営分析・計画	2		
		税制・簿記論	1		
		臨地実務実習Ⅱ（経営管理等）	8		
		簿記各論	1		
		臨地実務実習Ⅲ（経営総合）	8		
地域課題解決能力		東北の稲作		2	
		東北の果樹		2	
		東北の野菜・花き		2	
		東北の畜産		2	
		農山村活性化論	2		
		農山村活性化論演習	2		
展開科目	応用的・創造的能力	食品製造・販売	2		
		食品製造・販売実習	2		
		デザイン論		2	
		金融論		2	
		発酵学・醸造学		2	
		建築学		2	
		社会福祉論		2	
		栄養学		2	
		山形・東北観光学		2	
		デザイン論演習		2	
		金融論演習		2	
		発酵学・醸造学演習		2	
		建築学演習		2	
		社会福祉論演習		2	

		栄養学演習		2	
		山形・東北観光学演習		2	
総合科目	総合的能力	経営分析・計画演習		4	

2 森林業経営学科

区分	授業科目	単位数				
		必修	選択	自由		
基礎科目	地域等の特性	山形・東北の風土・伝統文化	2			
		哲学と東北	2			
	コミュニケーション能力	英語基礎			2	
		コミュニケーション論	2			
		ビジネス英語Ⅰ	2			
		ビジネス英語Ⅱ	2			
	一般教養（人間と自然・スポーツ・社会・情報）	スポーツ	1			
		SDGsと倫理	2			
		気象・気候学概論		2		
		統計学		2		
		情報活用	1			
		政治学概論		2		
		社会学概論		2		
		法律学概論		2		
経済学入門		2				
職業専門科目		生産理論・技術	森林土壌・樹木学	2		
	造林学		2			
	森林生産学		2			
	森林労働安全衛生論		1			
	非木材森林産品概論		1			
	森林保護学		2			
	森林保全学		2			
	演習林実習Ⅰ		8			
	測量学		2			
	森林情報学		1			
	先端森林業技術論		1			
	演習林実習Ⅱ		8			
	経営全般		森林業実地体験実習	1		
			木質科学概論	2		
		SDGsと農業・森林業	2			
		国際森林業論	1			
		木材利活用論	2			
		国際農業・森林業実習			2	
		臨地実務実習Ⅰ（生産管理等）	8			
		森林環境政策	2			
		組織マネジメント論	2			
		森林経営管理学	2			
		マーケティング論	2			
		森林業経営分析・計画	2			
		税制・簿記論	1			
		臨地実務実習Ⅱ（経営管理等）	8			
		木材加工・販売実習	2			

		簿記各論	1		
		臨地実務実習Ⅲ（経営総合）	8		
	地域課題解決能力	東北の森林資源管理		2	
		東北の森林資源利活用		2	
		農山村活性化論	2		
		農山村活性化論演習	2		
展開科目	応用的・創造的能力	森林生態系サービス保全利用論	2		
		森林生態系サービス保全利用論演習	2		
		デザイン論		2	
		金融論		2	
		発酵学・醸造学		2	
		建築学		2	
		社会福祉論		2	
		栄養学		2	
		山形・東北観光学		2	
		デザイン論演習		2	
		金融論演習		2	
		発酵学・醸造学演習		2	
		建築学演習		2	
		社会福祉論演習		2	
		栄養学演習		2	
		山形・東北観光学演習		2	
総合科目	総合的能力	経営分析・計画演習	4		

告 示

山形県告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和5年9月19日招集した山形県議会定例会は、同年10月6日閉会した。

令和5年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第698号

次の開発行為は、完了した。

令和5年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年8月10日 指令村総建第189号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡中山町大字小塩字中江1220番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東村山郡中山町大字長崎4270番地1 セレーナ103号 工藤 亮祐、工藤 夏希

令和5年10月10日印刷
令和5年10月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県